



## 高齢化とともに認知症が身近なものに

相続が開始すると銀行口座が凍結されることはよく知られています。認知症の場合にも、口座名義人本人の意思確認ができない場合には、預金の引き出しが認められないほか、本人の財産を守るために口座が凍結されることがあるようです。高齢者が将来、認知症になることで必要な資金を引き出せなくなるなどの不便を回避するためには認知症になる前に準備することが大切と言えます。

### 高齢化に伴い認知症になる人が増加

国内では高齢化が進み、今後も平均寿命は男女とも伸びることが見込まれています（図表1）。また、高齢化とともに認知症患者も増加しています。九州大学大学院の研究室が福岡県久山町の65歳以上の住民を対象に1985年から継続している認知症の疫学調査「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（2012年調査）によると、国内の認知症患者数は2025年に675-730万人、2040年に802-953万人、2060年に850-1154万人と、時代とともに増加することが予測されています（図表2）。

認知症は加齢によるもの忘れとは異なるものです。認知症になると、人は記憶障害に加えて、失語、失行、失認、実行機能の障害、つまり会話ができなくなったり、日常生活のいろいろな場面で適切な判断ができなくなり、社会生活を送ることが困難になります。

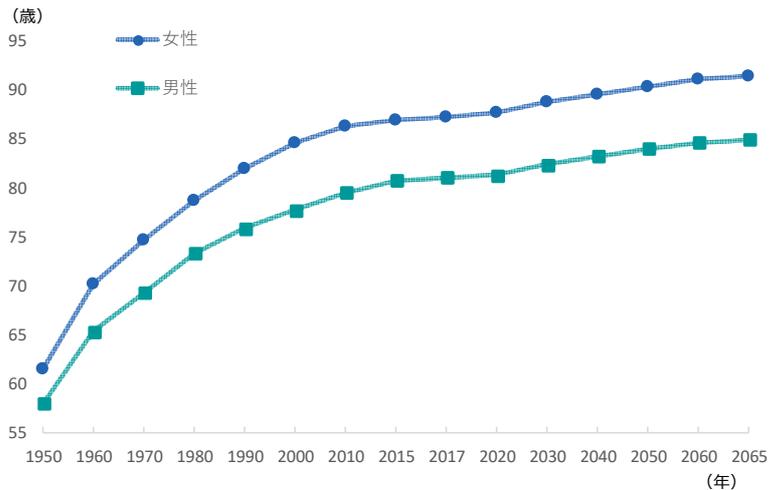
### 認知症で財産が凍結？！

銀行や証券会社等の金融機関では、口座の名義人が認知症とわかると、本人の意思確認ができないとして口座を凍結することがあります。そして、一旦口座が凍結されると口座の利用は一切できなくなるため、本人はもちろんのこと、家族が本人のために生活費を引き出すことさえ儘ならなくなります。

また、認知症と認められるとあらゆる契約行為ができなくなるため、金融機関に対して本人に代わって財産の管理を行う家族を指定することなどもできなくなります。これにより、本人のあらゆる出費を家族が立て替えなければならなくなるなどの不便が生じる可能性があります。

図表1 平均寿命の推移と将来推計

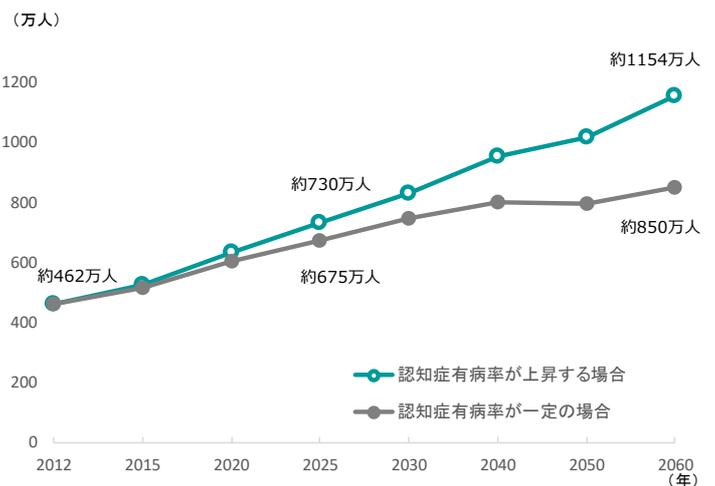
（1950年～2065年、2020年以降は推計値）



（注）1970年以前は沖縄県を除く値。平均寿命は0歳の平均余命  
（出所）内閣府 令和元年版高齢社会白書を基に岡三アセットマネジメント作成

図表2 将来の認知症患者数の推計

（2012年調査）



（注）各年齢層の認知症有病率が2012年以降一定と仮定した場合と、認知症との関連性が認められた糖尿病の頻度が2012年から2060年までに20%上昇すると仮定した場合の将来の認知症患者数推計  
（出所）九州大学大学院 医学研究院附属総合コホートセンター「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」を基に岡三アセットマネジメント作成

### <本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社で作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はおお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



### 認知症への備え

将来、認知症になり金融機関等を利用できなくなることを回避するためには、認知症になる前に対策を考えたほうが良さそうです。

例えば「金銭信託」という仕組みがあります。金銭信託は信託銀行等に金銭を信託するもので、資金の引き出しに親族等の同意を得て行うなどの特約を付けることができます(図表3)。

高齢者が認知症になった後の生活費等の出費をサポートする金銭信託を商品(\*)として提供している信託銀行等もあります。これは高齢者である本人が、意思能力が明瞭なうちに信託契約を締結するとともに予め手続き代理人等を指定しておき、認知症に備えるものです。契約者本人が認知症になった後、手続き代理人により一定の頻度で一定の金額を引き出せるほか、臨時の出費は予め指定した手続き代理人からの請求により行うことができます。この枠組みの中では認知症になる前に代理人キャッシュカードを作成しておくことで本人が将来、認知症になった後も代理人により円滑に銀行取引を行うことができるようになります。

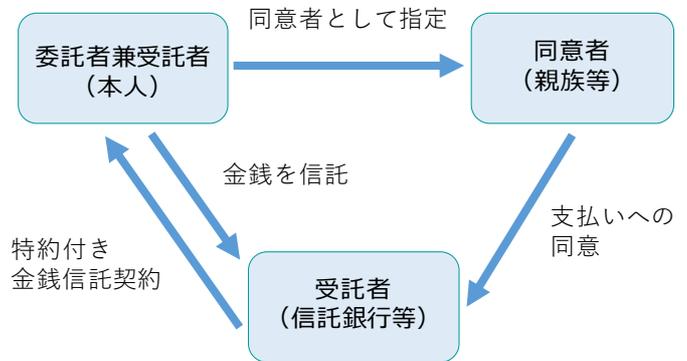
また、生命保険会社の中には、あらかじめ特定の家族を契約者の手続き代理人として登録しておき、本人が意思表示できない場合等に所定の手続きを行うことができる制度を用意しているところもあるようです。

(\*) 一例として、信託報酬は信託設定時および追加信託時に信託金額の1.10%(税込)、管理報酬は月額3,300~8,800円(税込)など、商品やプランにより幅があります。

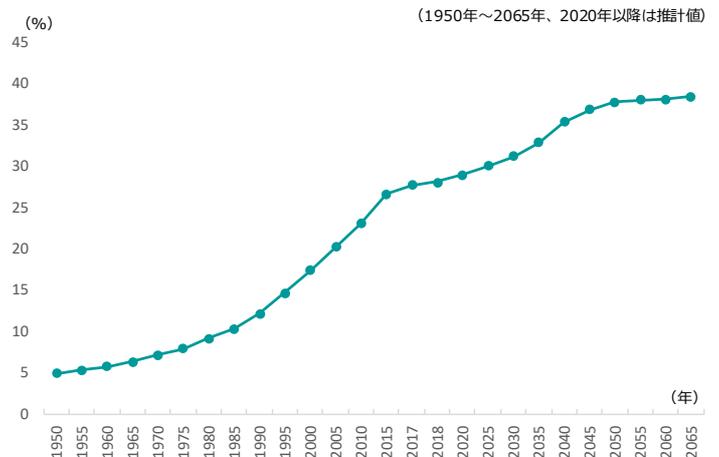
### 高齢者の金融取引をサポート

日本は2018年時点で65歳以上の高齢者が総人口の28.1%を占める超高齢化社会です。2060年には高齢者の割合が38.1%になるとの推計もあります(図表4)。認知症とまではいなくても、加齢などにより判断能力が低下することもありそうです。

図表3 金銭の支払いに同意が必要な信託の例



図表4 高齢化率の推移と将来推計



(注) 高齢化率は総人口に占める65歳人口の構成比(出所) 内閣府 令和元年版高齢社会白書を基に岡三アセットマネジメント作成

高齢者の財産を守る一方、必要な資金を引き出すための利便性も損なわれないようバランスのとれた金融サービスへのニーズが高まる可能性があります。

以上 (作成：投資情報部)

### <本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



## 皆様の投資判断に関する留意事項

### 【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

### 【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### 【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用  
**購入時手数料**: 購入価額 × 購入口数 × 上限3.85%(税抜3.5%)
- お客様が換金時に直接的に負担する費用  
**信託財産留保額**: 換金時に適用される基準価額 × 0.3%以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用  
**運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担**  
 : 純資産総額 × 実質上限年率2.09%(税抜1.90%)

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

#### その他費用・手数料

**監査費用**: 純資産総額 × 上限年率0.0132%(税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

### 【岡三アセットマネジメント】

商号: 岡三アセットマネジメント株式会社  
 事業内容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業  
 登録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号  
 加入協会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

### <本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)